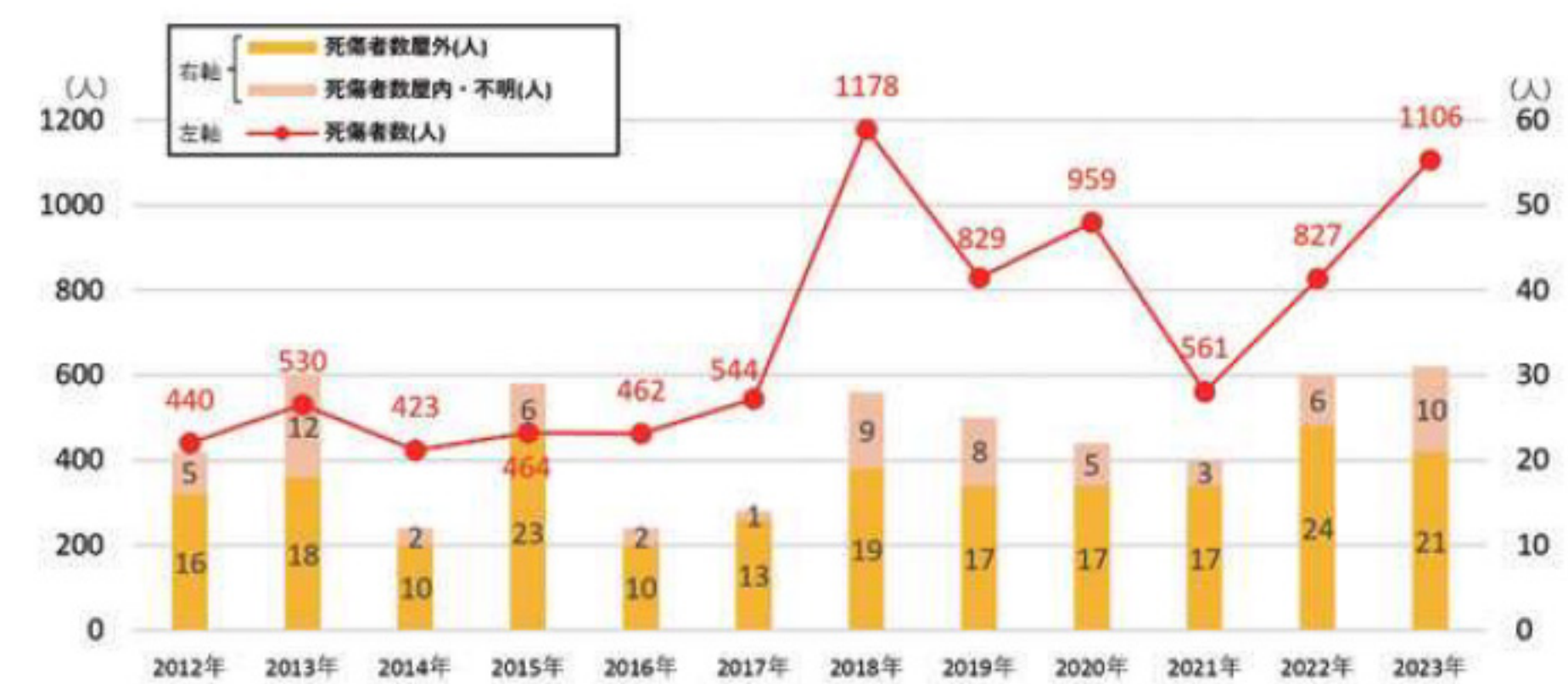


職場における熱中症対策の強化について

職場における熱中症対策を強化するため、改正労働安全衛生規則が施行されました。

職場における熱中症による死亡災害の傾向

- 死亡災害が2年連続で30人以上発生している。
- 熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍となっている。
- 死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念がある。



死亡災害に至った原因のほとんどが
初期症状の放置・対応の遅れ

死亡に至らせない(重篤化させない)ための
適切な対策の実施が早急に必要な。

法令改正
(2025年6月1日から施行)

死亡に至らせない(重篤化させない)ために

法令改正における基本的な考え方

見つける

- 熱中症のおそれがある作業者がいる
ふらついている、生あくびが多い、大量に汗をかいている、返事がおかしい、ぼーっとしている等。
- 自覚症状がある
めまいがする、筋肉痛やこむら返り、頭痛、不快感、吐き気、倦怠感、高体温がみられる等。

判断する

- 救急車を呼ぶ
- 病院へ搬送する

対処する

- 作業からの離脱
- 応急措置
身体を冷やす、自力での水分摂取等。

暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業(※1)を行う時は、**「体制整備」「手順作成」「関係者への周知」**が事業者により義務付けられます。

(※1) WBGT28度以上又は気温31度以上の場所で、連続1時間以上または1日4時間を超えて行われることが見込まれる作業

体制整備

熱中症の自覚症状がある労働者や熱中症のおそれがある労働者を見つけた者が、その旨を報告するための体制を事業場ごとにあらかじめ整備しておく。

→連絡先および連絡方法を定め、明示し、随時報告を受けられる状態を保つ。

手順作成

熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に、迅速かつ的確な判断が可能となるようにしておく。

→事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡および所在地等を明確にしておく。作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等の必要な措置の実施手順を明確にしておく。

関係者への周知

熱中症の重篤化を防ぐために整えた体制・手順を関係労働者へ周知する。

→朝礼やミーティングでの周知、会議室や休憩所等の分かりやすい場所への掲示、メールやイントラネットでの周知。

⚠ 注意 ⚠ 熱中症患者を1人にしてはいけません!

涼しい場所に放置した状態で症状が悪化し、周りが気づかないまま重篤化してしまったケースが多くあります。
体調が回復したことを見届ける・救急隊等へ引き継ぐまでは、必ず見守るようにしましょう。

安全教育

安全教育を実施しました。



安全管理部の活動



安全教育

2025年	
2月17日	高松配送センター
3月25日、7月7日	関東総合工場
3月26日、7月8日	横浜配送センター
4月7日	福岡支店
4月10日	福岡配送センター
4月17日	柏原配送センター
4月24日、6月10日・12日	枚方配送センター
4月25日	兵庫配送センター
5月12日	広島支店
5月13日	広島配送センター
5月14日	岡山配送センター
5月14日	岡山支店
6月4日	仙台支店
6月6日	仙台配送センター
6月25日	北陸配送センター
6月27日	金沢営業所
7月10日	千葉支店

職長安全衛生 責任者 能力向上教育 (再教育)

- ・2025年4月11日 福岡配送センター
- ・2025年5月23日 名古屋配送センター
- ・2025年6月5日 仙台配送センター
- ・2025年6月17日 岡山配送センター
- ・2025年6月26日 横浜配送センター
- ・2025年6月26日 北陸配送センター



職長・安全衛生責任者能力向上教育(再教育)の実施

建設業等の現場において作業員へ指導・監理する立場になる方は「職長・安全衛生責任者教育」の受講が必要となります。
また、教育受講後は概ね5年毎に能力向上教育に準じた教育(再教育)を受けるよう求められています。そこで2025年度より、安全管理部が主体となり、当社でも職長・安全衛生責任者能力向上教育(再教育)を定期的の実施することになりました！
※当社で実施するのは5年毎の再教育のみですので、初回の「職長・安全衛生責任者教育」についてはこれまで通り外部機関での受講をお願いします！

職長・安全衛生責任者能力向上教育(再教育)を実施しました！

2025年2月18日、四国地区での職長・安全衛生責任者能力向上教育(再教育)を実施しました。



グループ講習



今後も再教育が必要な方に
再教育を実施予定ですので
ご協力をお願いします！

安全第一

職長・安全衛生責任者能力向上教育(再教育)のカリキュラム(概要)

1. 職長等及び安全衛生責任者として行うべき労働災害防止に関すること(120分)
建設業における労働災害発生状況
労働災害の仕組みと発生した場合の対応
作業方法の決定及び労働者の配置
作業に係る設備及び作業場所の保守管理の方法
異常時における措置
安全施工サイクルによる安全衛生活動
職長等及び安全衛生責任者の役割
2. 労働者に対する指導又は監督の方法に関すること(60分)
労働者に対する指導、監督等の方法
効果的な指導方法
伝達力の向上
3. 危険性又は有害性等の調査等に関すること(30分)
危険性又は有害性等の調査の方法
設備、作業等の具体的な改善の方法
4. グループ演習(130分)
以下の項目のうち1以上について実施。
・災害事例研究
・危険予知活動
・危険性又は有害性等の調査及び結果に基づき講ずる措置

安全管理部の活動

安全教育

安全教育を実施しました。



工場・配送センターでの安全教育

- | | |
|--------------------|-----------|
| ・2024年7月2日 | 関東総合工場 |
| ・2024年8月26日 | 高松配送センター |
| ・2024年8月27日 | 松山配送センター |
| ・2024年9月10日、12月3日 | 広島配送センター |
| ・2024年9月11日、12月5日 | 岡山配送センター |
| ・2024年9月19日、12月20日 | 兵庫配送センター |
| ・2024年9月20日、12月19日 | 柏原配送センター |
| ・2024年10月1日 | 名古屋配送センター |
| ・2024年10月2日、11月12日 | 北陸配送センター |
| ・2024年10月8日、12月17日 | 枚方配送センター |
| ・2024年10月30日 | 福岡配送センター |
| ・2024年11月5日 | 仙台配送センター |

自由研削といし取替えの特別教育

2025年1月31日 枚方配送センター

